

2017(平成29)年度 法学既修者入学試験問題(2月試験)

刑法

(90分, 総点100点)

試験開始の指示があるまで開かないこと

注意

1. 問題冊子は、表紙及び余白を含めて4ページで、設問は1問ある。
2. 解答用紙は1枚配布する。解答は解答用紙に記入し、設問に対する解答の末尾には、「以上」と明記すること。また、用紙が不足した場合には、追加の用紙を配布するので、挙手して監督者に知らせること。
3. 下書き用紙として、白紙を1枚配布する。ただし、下書き用紙の提出は認めないので、必ず解答用紙に清書して提出すること。
4. 解答用紙への受験番号、氏名記入は、監督者の指示によること。また、「管理番号」欄は、大学側が使用するので受験生は記入しないこと。
5. 問題の内容に関する質問には、応じない。
6. 試験時間内の退場はできない。なお、試験中の発病等やむを得ない場合には、挙手により監督者に知らせ、その指示に従うこと。
7. 試験終了後は、監督者の指示があるまで、各自の席で待機すること。
8. 問題冊子及び下書き用紙は、各自で持ち帰ること。

〔設問〕以下の事例に基づき、甲及び乙の罪責を論じなさい。

甲（55歳）は、F市立F中学校の教頭職にあったが、平成26年2月頃より、A物産株式会社の営業担当乙（44歳）より勧誘を受けて大豆の先物取引に手を出し、当初は日額数十万円の利益を得たこともあったが、売りのタイミングを逸しているうちに同先物の相場が下落し、追加証拠金（証拠金とは、決済の履行確保のため、担保として預けることになる金銭。このような「証拠金取引」では、少額の資金で大きな金額の取引を行うことができる。）の補填のため4月下旬、T金融株式会社より、月額30万円の20回払いで弁済する約定で500万円の融資を受けてこれにあてたものの、なお下落は続き、同年5月下旬、T金融に再度の融資を申し込んだが、前記500万円の第一回弁済分30万円を払い込まない限り、追加融資はできないと拒絶され、金策に窮していた。

同年6月1日午後6時過ぎ、甲は職員室の教頭机に座り、生徒の修学旅行費の積立金の経理をしていた。F中学校では、入学時から生徒の父兄より月額2000円の修学旅行の積立金を徴収して、三年次の春に行われる修学旅行の費用にあてることになっており、責任者である校長の委任に基づき、毎月末に各クラスで担任が徴収した積立金を教頭に渡し、教頭の甲がこれを一括してK銀行N支店に預金し、同人の管理の下に、必要に応じてこれを引き落として、諸経費や旅行代理店への修学旅行費の支払にあてていた。甲が、当日、各クラス担任が集めてきた6月分の積立金計32万4000円（千円札324枚）を勘定していたところに、乙が訪ねてきた。乙は、大豆相場がまた下落して200万円の追加証拠金が必要となったが、相場は回復する気配があると伝え、今までの投資を無駄にしないためにも、と言って、更に200万円の増資を勧めた。甲は「増資はしたいが、資金がない。金融も、もう貸してくれないし…」と言い、上記T金融とのやりとりを説明したが、乙は、営業のノルマに追われていたこともあって、何とか甲をつなぎとめたいと考え、「今を乗り切れば、展望が開けるかもしれません。ここで諦めたら今までの投資が全部無駄になりますよ。何とか200万円工面できませんか?」と言った。そして、机上にあった金に眼をとめ「なんだ、けっこうな額があるじゃないですか。」と言いだした。甲は、あわてて金を隠すようにしながら「これは私の金じゃない。修学旅行の積立金で、学校のお金だ。」と言ったが、乙は「でも、見たところ30万円はあるじゃないですか。学校のお金だと言っても、ちょっと借りるだけならいいでしょう。大豆相場が回復したら、おつりをつけて返せますよ。」と食い下がった。甲は「馬鹿なことを言うな!」と答えたが、

ふと「大豆の相場が戻るといのは確実なのか？」と尋ねたところ、乙は「それは、相場は水物ですから、確実などということは言えません。先物にリスクはつきものです。だからこそ、当たったときには儲けも大きい。それが先物の醍醐味です。まあ、その金をどう使うかは先生が考えてみることですね。決心がついたら、ウチの口座に200万円振り込んでください。明日中なら間に合いますから。」と言い置いて立ち去った。

翌6月2日、甲は、修学旅行積立金を入金しにK銀行N支店に向かったが、途中、先物取引の件が頭から離れなかった。そして、損失が限界に達しており、今回の200万円の投資が挽回の最後のチャンスかも知れないと考えたが、それまでの経験から、少額の証拠金で証拠金額を上回る取引を行う先物取引の性質上、市場価格が下落した場合には証拠金の全てを失い、証拠金の額を上回る損失が出ることもしばしばあるのを知っていた。そのため、今、積立金に手をつけると、先物価格が回復しなかった場合、弁済の方策がなくなるとも考えた。しかし、先物での損失がかさみ、もはや破産か挽回かの瀬戸際に立っている現実に思い至ると、追いつめられたような心境になった。そこで、「ちょっと借りるだけならいいでしょう。大豆相場が回復したら、おつりをつけて返せますよ。」という乙の言葉を思い出し、「えーい、こうなったらイチかバチかだ。30万円を弁済に使い、残りの金も使ってしまおう。」と決断して、行き先をT金融に変更した。そして、T金融で、持っていた積立金32万4000円の封筒から千円札300枚（30万円）を抜き出して第一回目の債務弁済にあて、200万円の追加融資を受けて、改めて銀行に赴き、200万円の全額をA物産の口座に振り込んだ後、残った2万4000円は競馬場に行って、馬券（勝ち馬投票券）の購入に費消してしまった。その後、大豆相場は回復せず、甲は、32万4000円の補填ができないまま同年9月下旬、当該年度の修学旅行代金の支払い段階になって甲の遣い込みが発覚し、甲は教職を追われた。

以上

余白